

会員の級別基準及び会費

大阪支部細則（会員の級別基準及び会費）

	ボイラー・小型ボイラー等製造者	ボイラー・小型ボイラー等設置者	ボイラー・小型ボイラー等据付業者・整備業者	ボイラー・小型ボイラー等運転管理受託事業者	ボイラー・小型ボイラー等の関連製品の製造・販売事業者	その他	本部会費年額 (別途:入会金)	支部運営費 (別途:入会金)	年額会費 (別途:入会金)
特級	1. ボイラー製造 年間 25 基以上 2. 第一種圧力容器製造 年間 50 基以上 3. 第二種圧力容器製造 年間 10,000 基以上 4. 小型ボイラー, 小型圧力容器製造 年間合計 1,000 基以上	1. ボイラー・小型ボイラーの伝熱面積合計 500 m ² 以上 2. 第一種圧力容器設置基数 30 基以上	1. ボイラー・小型ボイラー及び第一種圧力容器の据付 年間 100 基以上 2. ボイラー・小型ボイラー及び第一種圧力容器の整備 年間 800 基以上	所属するボイラー技士 100 名以上	—	正会員を合計 5 以上有する本社等	48,000 円 (1,000 円)	28,000 円 (4,000 円)	76,000 円 (5,000 円)
一級	1. ボイラー製造 年間 15 基以上 2. 第一種圧力容器製造 年間 25 基以上 3. 第二種圧力容器製造 年間 5,000 基以上 4. 小型ボイラー, 小型圧力容器製造 年間合計 500 基以上	1. ボイラー・小型ボイラーの伝熱面積合計 250 m ² 以上 2. 第一種圧力容器設置基数 15 基以上	1. ボイラー・小型ボイラー及び第一種圧力容器の据付 年間 70 基以上 2. ボイラー・小型ボイラー及び第一種圧力容器の整備 年間 600 基以上	所属するボイラー技士 50 名以上	製造・販売額 (10 億以上/年)	正会員を合計 4 以上有する本社等	30,000 円 (1,000 円)	18,000 円 (4,000 円)	48,000 円 (5,000 円)
二級	1. ボイラー製造 年間 10 基以上 2. 第一種圧力容器製造 年間 15 基以上 3. 第二種圧力容器製造 年間 2,000 基以上 4. 小型ボイラー, 小型圧力容器製造 年間合計 200 基以上	1. ボイラー・小型ボイラーの伝熱面積合計 100 m ² 以上 2. 第一種圧力容器設置基数 5 基以上	1. ボイラー・小型ボイラー及び第一種圧力容器の据付 年間 50 基以上 2. ボイラー・小型ボイラー及び第一種圧力容器の整備 年間 400 基以上	所属するボイラー技士 20 名以上	製造・販売額 (1 億以上/年)	正会員を合計 3 以上有する本社等	21,000 円 (1,000 円)	15,000 円 (4,000 円)	36,000 円 (5,000 円)
三級	1. ボイラー製造 年間 10 基未満 2. 第一種圧力容器製造 年間 15 基未満 3. 第二種圧力容器製造 年間 2,000 基未満 4. 小型ボイラー, 小型圧力容器製造 年間合計 200 基未満	1. ボイラー・小型ボイラーの伝熱面積合計 100 m ² 未満 2. 第一種圧力容器設置基数 5 基未満	1. ボイラー・小型ボイラー及び第一種圧力容器の据付 年間 50 基未満 2. ボイラー・小型ボイラー及び第一種圧力容器の整備 年間 400 基未満	所属するボイラー技士 20 名未満	製造・販売額 (1 億未満/年)	正会員を合計 1 以上有する本社等	15,000 円 (1,000 円)	9,000 円 (4,000 円)	24,000 円 (5,000 円)
賛助会員	1. 学識経験者						6,000 円 (1,000 円)	— (4,000 円)	6,000 円 (5,000 円)
	2. 団体						1 口 30,000 円 (1,000 円)	— (4,000 円)	1 口 30,000 円 (5,000 円)
	3. 個人						10,000 円 (1,000 円)	— (4,000 円)	10,000 円 (5,000 円)
	4. 温水発生機のみ設置者						8,000 円 (1,000 円)	— (4,000 円)	8,000 円 (5,000 円)

注記:

- 貫流ボイラーにあつては、伝熱面積に 10 分の 1 を乗じた値を当該ボイラーの伝熱面積として計算する。
- 「ボイラー・小型ボイラー等の関連製品の製造・販売事業者」区分に該当するものとして、ボイラー等に関する水処理装置・薬剤、自動制御機器、各種測定機器、その他ボイラー関連製品の製造・販売を行う事業者等をいう。